

議長（福田会長）

会議資料 5 ページの議案第 40 号「コミュニティ関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（横堀市民生活部長）

引き続きまして、議案第 40 号「コミュニティ関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

コミュニティ関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 自治会組織については、連合組織を設置できるよう調整に努める。
2. 自治会長の身分については、合併と同時に宇都宮市の例により任意団体の長として取扱う。
3. 自治会への補助金等については、段階的に宇都宮市の例により統一する。
4. コミュニティ活動については、さらに充実・強化が図られるよう、地域の実情を考慮しながら支援策を推進していくものとするものといたしました。

続きまして、詳細についてご説明いたします。参考資料 18 ページをお開きください。

まず、1 の自治会組織についてであります。19 ページの中段にありますように、現在 1 市 3 町では、それぞれに連合組織といたしまして、宇都宮市自治会連合会、上三川町自治会長連絡協議会、上河内町自治会長連絡協議会、河内町自治会長連合会がございます。合併に向けましては、情報の伝達等において地域間の格差が生じないように、新市全域で統一的な対応が図られるよう協議調整が必要となるところであります。これらを踏まえ、自治会組織については、連合組織を設置できるよう調整に努めるということで調整いたしました。

次に、自治会長の身分についてであります。18 ページ下段にありますように、宇都宮市以外の 3 町では、条例により自治会長は非常勤特別職に委嘱され、その業務や報酬額等が定められております。一方、宇都宮市では、自治会長の身分等に関する条例上の定めはなく、自治会長は任意団体の長となっております。合併に向けましては、市民と行政がお互いに協働し補完し合える関係を構築するとともに、住民自治意識の一層の醸成を図るなどパートナーシップによる協働を基本としたまちづくりを進めることが重要であります。こうした観点から、新市の自治会長は、非常勤職員とするよりも、地域住民の総意に基づき、地域を快適で住みよくするため結成された任意団体の長として位置付ける方が望ましいと考えられます。これらを踏まえ、自治会長の身分については、合併と同時に宇都宮市の例により任意団体の長として取扱うということで調整をいたしました。

次に、自治会への補助金等についてであります。20 ページにありますように、補助の目的、交付先、算出根拠などにそれぞれ違いがある上に、これらは自治会の活動と密接にかかわりのある内容となっております。合併に向けての課題といたしましては、補

助金等の調整については、自治会に対する依頼事項の調整とあわせて、一定の期間をかけ段階的な調整が図られるよう方向付けを行うための協議調整が必要となるところであります。これらを踏まえ、自治会への補助金等については、段階的に宇都宮市の例により統一するということで調整をいたしました。

次に、コミュニティ活動についてであります。21ページにありますように、1市3町間ではコミュニティのとらえ方、そのエリア、活動拠点であるコミュニティセンター等の管理運営方法や活動支援策に違いがある上に、地域特性や伝統に関連する部分であります。合併に向けましては、住民自治の確立に向け、コミュニティの充実が新市の重要課題でありますことから、各町の実情に合わせたコミュニティの構築について、支援方法の協議調整が必要となるところであります。これらを踏まえ、コミュニティ活動についてはさらに充実強化が図られるよう、地域の実情を考慮しながら支援策を推進していくものとするということで調整をいたしました。

なお、参考として、22～23ページには、先進都市の事例、関係法令を抜粋してありますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（福田会長）

議案第40号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見、ご質問等をお願いいたします。はい、手塚委員。

手塚（早）委員（上河内町）

今回の提案では、3町では非常勤の職員が任意団体扱いになるということです。それはそれとしてはいいのですが、そうした場合、自治会としては、その代表者を自治会の中から選任する形になると思うのです。そうしますと、宇都宮市の連合会に加入させる方向で調整するというのですが、仕事の内容が、今までやっていたことと合併した後の自治会長の役割が大きく変わっていくと思うので、その辺のところを具体的にお示しいただければと思います。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（岡地自治振興課長）

現時点で、宇都宮市の自治会長さんと3町の自治会長さんの業務で大きく異なっていますのは、広報紙の配布は宇都宮市の場合は新聞折り込みでやっております。3町の自治会長さんは自らそれを全家庭に配布しています。これが大きな1点でございます。

あとは、市からの依頼事項につきましては、市の場合は、自治会連合会の理事さんが

いるわけですが、理事会に諮りまして、そこで臨時のものについては配布するような状況でございます。3町では、行政連絡員という位置付けになっていますので、随時その都度配布するという状況になっています。今後これを宇都宮市の例に準じて統一することですので、段階的にそういうことをやっていくわけですが、事業の整理とともに補助金も一体的に整理していきたいと考えております。

身分の取扱いにつきましても、一旦は廃止というか非常勤嘱託員ではなくて任意団体の長としますが、そこら辺も順次協議させていただきながら、事務については調整をとりながらお願いしていきたいと考えております。

議長（福田会長）

はい、手塚委員。

手塚（早）委員（上河内町）

もう一つは、単位自治会が活動するには当然補助金を出してくれるということですが、逆に、単位自治会は連合会に加入しなければならないと思います。そうでないと、連合会と単位自治会との連絡はうまくいかないだろうと思います。単位自治会が連合会に加入する場合、加入負担金が当然かかってくると思います。そうすると、自治会、住民に対する負担の度合いがかなり大きくなってくるし、そうした場合に、自治会長の選任そのものが非常に難しくなってしまうだろうかということなのです。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（岡地自治振興課長）

市からの補助金と自治会から連合会に対する負担のあり方については、宇都宮市の場合は、連合会に対して負担金以上に補助金を出している状況でございます。負担金と補助金の兼ね合いについては、今後どのような形でやっていくか調整する必要があると思いますが、全体の補助金の中で整理していく方向で考えていきたいと思っております。

議長（福田会長）

それでは、宇都宮市自治会連合会長の湯澤委員がいらっしゃいますので、会長から宇都宮の仕組みにつきましてお願いします。

湯澤委員（宇都宮市）

宇都宮市の場合は、組織の性格が皆さん方とは違います。どう違うかといいますと、自治会組織はあくまでも任意団体であるということで、基本に相互扶助の精神をもって

運営していくというものでございます。これを全部連合組織にしていくことになりますと、後日、代表者調整会議といったものを開いていかなければならないと思います。これは提案になります。

それと、単位自治会の連合会に対しての負担金ですが、これは各戸が幾らということできりげなくいただいております、特別それが経済的に圧迫するという声は聞いたことがございませんし、そう大変な額ではないと思います。

それから、全体ではどこからもお金をもらっていないわけではなくて、宇都宮市の場合は市の方から全体で 6,000 万円いただいております。これがかなり大きい。その用途については、看板やいろいろなパンフレット、会場設営費、自治会長大会等の年間の研修費等の経費に使っております。現在のところ円滑に運営いたしております。

自治会の数は、連合会の数ですが 38 ございます。それがそれぞれ東西南北に分かれて 5 ブロックになっていまして、1 ブロックが平均 7 ～ 8 つ、多いところで 10、そういう組織で運営いたしております。参考までにお話し申し上げました。

議長（福田会長）

はい、手塚委員。

手塚（早）委員（上河内町）

連合会の活動内容につきましては、私の方では、自治会長全員に集まっておきまして 1 度研修をやっているわけですが、問題は、これから活動をしていく場合に、任意団体になった場合に自治会長の扱いが今までと随分変わってくるということです。一番何が変わってくるかということ、行政から自治会長手当をいただいていたわけですが、それが連合会の基準に合わせますと 12 分の 1 まで下がる。非常にそういった難しさが出てくるので、その辺について調整できるかどうかについても聞きたいのですが。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（岡地自治振興課長）

確かに、自治会長さんの手当とすれば相当な差額があるのは事実でございます。そういうことから、段階的に調整するという事です。調整の仕方は、自治会さんをお願いしている事務事業の見直しと併せて、手当も見直ししていくということでございますので、それは今後十分協議させていただきたいと考えております。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。はい、須藤委員。

須藤委員（河内町）

「任意団体の長」という言葉についてお聞きしたいのですが、3町については非常勤特別職で、宇都宮市の場合は任意団体の長ということでやってきたということですが、仕事の内容を見ますと、行政からの仕事が大半だと思います。それでいて任意団体の長ということになると、行政からの仕事をあくまでもやらなければならないのか、それとも任意団体であるからこれはやらなくてもいいのか、その辺がはっきりしてこないのではないかと疑問を感じるわけです。

あとは、任意団体ですから、長が連合会に入らなくてもいいのかどうか。うちの方は任意だから、あくまでも任意ということで、入らなくてもいいのか。そうすると補助金が出ませんよということで恐らく締めつけがくるのだと思いますが……。任意団体の長ということで宇都宮市が今までやってきたとすれば、それでいいとしなければならないのでしょうか、ちょっと言葉としておかしいのではないかと疑問を感じるのです。

もう1点は、河内町の場合は非常勤特別職ということで行政からの仕事に携わっている関係上、災害等の保障がなされていたわけですが、任意団体の長ということになると、災害といっても特に交通事故ですが、これに対する保障的なものは、宇都宮市の場合は今でもあるのでしょうかお聞きします。

議長（福田会長）

身分についてと、保障についての2点です。事務局お願いします。

事務局（横堀市民生活部長）

まず身分についてですが、私ども宇都宮市としては、住民の方と行政が一緒になってまちづくりをしていくという基本的な考え方の中で、自治会長さんが役所の非常勤特別職ということで役所と縦関係があってはいけないのではないかとという基本的な考え方の中で、これまでずっと自治会は任意団体として、独自の活動も含めて住民の側の立場のまちづくりを進めてきていただいたところでございます。

そのような中で、仕事をこの部分についてはやらなくていいのかという部分でございしますが、基本的に宇都宮市の場合には、(湯澤)会長から説明がありましたように、どの仕事をこれから自分たちは自治会として担っていかなければいけないのかということ、自治会連合会内部での討議の中から取捨選択されてきているところでございます。

そういう意味で、単位自治会が連合会に入るか入らないかという問題につきましても、基本的には自治会の趣旨をご理解いただきながら、自治会として一緒に入ってやっていただきたいというのが、私ども行政の立場となっております。

それから、いわゆる保険制度ですが、私どもの方でボランティアに対する保険を全市でつくっております。自治会長さんが自治会活動をやったときにはボランティア保険の

対象となっております、ご指摘のような交通事故とか、例えば回覧板等を配布する途中での事故についてもすべて対応しているところでございます。以上です。

議長（福田会長）

はい、須藤委員。

須藤委員（河内町）

はい、分かりました。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。

それでは、ただいま各委員から質疑がありましたように、今までの3町の自治会長の身分、業務につきましては、宇都宮市と差がありますので、事務局の説明の(3)で、補助金等についても段階的に統一していきましようということでございます。また、自治会長の業務等につきましても、意見の調整をしながら進めていければと考えておりますので、ご了承を賜りたいと存じます。

それでは、ご意見が無いようでございますので、お諮りいたします。議案第40号「コミュニティ関係事業の取扱いについて」は、ご意見にも配慮しながら、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第40号は原案のとおり決定といたします。